

第 8 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 8 回 都 幾 川 村 ・ 玉 川 村 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日 (木) 開会 午後 2 時 0 0 分 閉会 午後 3 時 3 8 分	
開 催 場 所		玉 川 村 文 化 セ ン タ ー 2 階	
議 長 氏 名		関 口 定 男	
出席者及び欠席者氏名		別 紙 名 簿 の と お り	
事 務 局 職 員 出 欠		別 紙 名 簿 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題 * 別 紙 資 料 の と お り		2 会 議 結 果 (1) 報 告 事 項 承認される (2) 協 議 事 項 決定される
会 議 の 経 過		別 添 の と お り	
会 議 資 料	会議資料 席次表		
そ の 他 の 必 要 事 項			
署 名			
署 名 委 員 岩 田 鑑 郎			
署 名 委 員 堀 口 一 敏			

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	欠 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻になりましたので、ただいまから第8回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

なお、玉川村4号委員の馬場委員から本日所用により欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

ここで本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第8回協議会会議資料が1冊、報告第12号の訂正が1部、ときがわ町町章候補5作品、最後に席次表でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。本日は、第8回の都幾川村・玉川村合併協議会に、それぞれ委員の皆さんにはお忙しいところご出席をいただきまして、ここに会議が開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

この協議会も昨年の11月に発足しまして、今回8回目を迎えたわけですがけれども、この8回の間には皆さんには大変ご尽力をいただきまして、スムーズなうちにこの都幾川、玉川の合併が進んでおります。心から感謝申し上げたいと思います。

今日の議事は、報告11号、12号があります。そして、協議事項が第72号ということで協議事項があります。本来この報告につきましては、他の合併協議会等はこの協議会に出さないで、大体事務方だけで片づけて、そのまま新町に移行していくということなのですがけれども、我々の今回の都幾川、玉川の合併協議会の中では事務局の方からもぜひ委員の皆さんにも決まった事項等、過程も報告をした方がいいのではないかと、そういう提案もありまして、今日も報告をさせていただくということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今日もスムーズな協議ができますように、そしてスムーズなうちに合併ができますようにご祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなって

おりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますけれども、本日の出席者は20名中19名でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規程に則りまして、傍聴定員が30名ということで進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、都幾川村の2号委員、岩田鑑郎委員さん、それから玉川村の4号委員、堀口一敏委員さん、このお二人にお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、皆様のお手元にあります資料の(1)、報告事項の報告第11号 合併協議の経過報告についてでありますけれども、事務局より報告を申し上げます。

○事務局長

それでは、報告第11号 合併協議の経過報告についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。昨年の10月18日の2村合併に関する住民アンケートの実施、11月1日の都幾川村・玉川村合併協議会の設置以降の経過について、合併協議会の開催状況、合併に関する住民説明会の実施、合併協定書調印式、埼玉県知事への廃置分合申請等、その経過を簡単にまとめたものでございます。

前回、5月27日に第7回合併協議会を開催いたしましたので、その後の経過を中心に報告させていただきます。まず、5月31日及び6月1日には、都幾川村役場及び玉川村役場におきまして2村の全職員を対象に合併準備の概要や合併準備スケジュール等についての合併準備説明会を開催いたしました。また、都幾川、玉川水道企業団につきましては、その業務を新町の水道課に引き継いでいただくこととなりますことから、水道企業団の職員につきましても参加をいただいたところでございます。

7月22日には、埼玉県知事による廃置分合の決定がなされ、同日付けで総務大臣への届出がなされたところでございます。

資料の2ページをごらんいただきたいと思います。こちらに県知事から2村の村長に交付されました処分決定書の写しを添付させていただきました。内容につきましては、「地方自治法第7条第1項の規定により、比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって同郡ときがわ町を設置す

る。平成17年7月22日、埼玉県知事」というものでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。同じく7月の22日から9月2日まででございますが、新町の町章デザインを公募いたしました。後ほど協議第72号で詳しく説明いたしますが、両村の教育委員会のご協力により、両村内の小中学校に働きかけていただいたほか、朝日新聞、読売新聞及び埼玉新聞の3紙に記事が掲載されたこと、さらにはインターネットの懸賞サイトに記事が掲載されたこと等もございまして、応募資格を埼玉県内在住の方に限定したにもかかわらず、実に402件の応募をいただいたところでございます。

また、8月24日には廃置分合の官報告示がなされ、2村合併の効力が法的に確定したところでございます。

資料の3ページ、こちらに官報告示のコピーを添付させていただいておりますが、3ページの右上の四角で囲ったところ、ここにこの2村の関係の廃置分合の告示がございます。「右の処分は、平成18年2月1日からその効力を生ずるものとする。」ということでございまして、これにより平成18年2月1日の新町発足が確定したわけでございます。なお、官報告示を受けまして、2村の関係機関、関係団体等約600か所に対しまして、合併協議会長名で2村合併の案内をさせていただいたところでございます。

報告第11号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいまの報告第11号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。
ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

報告第11号につきましては、報告のとおりご承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

報告第11号につきましては、報告のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、報告第12号 合併協定項目に係る調整状況について（その1）、この件につきまして事務局より説明を申し上げます。

○事務局長

それでは、報告第12号 合併協定項目に係る調整状況（その1）についてご説明いたします。

資料の4ページをごらんいただきたいと存じます。ご案内のとおり都幾川村・玉川村合併協議会は、昨年11月1日に設置し、月2回というハイペースで協議を進めてきたわけですが、いかなせん時間的な制約もあり、協定項目の中には合併時に再編する、あるいは合併翌年度当初に再編すると、こういった事務事業も少なくなかったように思われます。このような協定項目のその後に対応について、県内の他の合併協議会では、合併協議会は事務事業調整の方向性を示すのが役割である、あるいは事務レベルでの調整事項であると、このような考え方から、その調整結果についてまで合併協議会に報告している例はございませんが、本合併協議会事務局といたしましては、会長のあいさつにもございましたとおり、協定項目について真摯にご協議いただいた委員の皆様方にその結果を報告する義務があるのではないか、また委員の皆様方におかれましても2村の合併協議に携わった者として、その結果を知る責務があると、このように思われる方も多いのではないかと、このように考えたところでございます。

そこで、報告第12号では調整方針を合併時あるいは合併翌年度当初に再編する、あるいは統合するとした合併協定項目のうち調整が済んだものについて、報告させていただくものでございます。なお、本日報告できなかった残りの項目につきましては、合併協定項目に係る調整状況について（その2）ということで、次回12月開催を予定しておりますけれども、第9回合併協議会で報告したいと、このように考えております。

それでは、資料の5ページ、協定項目10地方税の取扱いについてご説明いたします。6ページをごらんいただきたいと存じます。なお、これから説明する資料は、協定項目をご協議いただいた際に添付した参考資料、この中で合併時あるいは合併翌年度当初に再編する、あるいは統合するとされたものを抜粋したものでございます。したがいまして、必ずしも、と順番どおりではございませんでして、例えば法人市町村民税賦課のところをごらんいただきたいと存じますが、いきなり 減免、こういったものから始まるものもございまして、また、2村の現況欄は今現在の状況を記載してございまして、必ずしも協定項目をご協議いただいた際の記載にはなっておりませんので、ご留意いただきたいと存じます。

それでは、まず法人町民税の減免についてでございますが、玉川村には特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人、いわゆるNPO法人ということでございますが、このNPO法人がないこともございまして、NPO法人に対する減免規定はございませんでしたが、新町では都幾川村に合わせ「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの」、これも減免の対象とする予定でございます。

次に、軽自動車税の納期につきましては、玉川村に合わせ5月1日から5月31日まで、7ページ入湯税の課税免除、こちらにつきましても玉川村に合わせ、「日帰り客の利用に供する施設において、

入湯料金1,000円以下で入湯する者」も課税免除の対象といたしました。

次に、資料の9ページ、協定項目14事務組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。10ページをごらんいただきたいと存じます。事務組織及び機構の整備に当たっては、調整方針等の2番、こちらにございますとおり、「分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構」にすることを基本に整備したところでございます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページの組織図をごらんいただきたいと存じます。まず、町長部局が総務課、企画財政課、税務課、町民課、福祉課、環境課、産業観光課、建設課、会計室の9課室、教育委員会が教育総務課、生涯学習課の2課、水道事業管理者が水道課の1課、その他議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局等でございます。

一般に合併当初は、組織、機構が肥大化する傾向があると言われておりますが、町長部局につきましては都幾川村が9課所室、玉川村が8課室でございましたので、都幾川村と変わらず、教育委員会につきましても都幾川村が2課、玉川村が1局でございましたので、こちらも都幾川村と変わらずということでございます。また、組織の名称の決定に当たっては、住民の皆様が課の名称から担当業務がわかるよう、わかりやすい名称にしたところでございます。

次に、組織・機構の特徴といたしましては、12ページの下から四つ目の組織、環境課の新設が挙げられます。環境行政につきましては、今までは兼務ということもございまして、どちらかという手薄な部分もございましたが、新町では環境行政の専担組織として環境課を設置いたしまして、環境衛生、廃棄物処理のほか、高度処理型浄化槽の普及促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの調査研究、こういったようなものを進めてまいりたいと考えております。

なお、各課の配置でございますが、14ページをごらんいただきたいと存じます。既に玉川村役場が本庁、都幾川村役場が分庁ということでご決定をいただいているところでございますが、役場庁舎の呼称、呼び名につきましては、埼玉県庁等に倣いまして現在の玉川村役場を本庁舎、都幾川村役場を第二庁舎と呼ぶこととしたいと考えております。この本庁舎には、総務課、企画財政課、税務課、町民課、福祉課、環境課、会計室といった企画部門、住民部門を配置し、第二庁舎には産業観光課、建設課、教育委員会、水道課、議会事務局、監査委員事務局等といった事業部門、行政委員会等を配置するなど、本庁舎、第二庁舎には部門ごとに配置をし、分庁方式による窓口分散により、住民の皆様が混乱しないよう留意したところでございます。なお、行政委員会のうち選挙管理委員会につきましては他の町村同様、総務課に事務局を置くため、本庁舎の配置となっております。

次に、このページの一番下の米印のところをごらんいただきたいと存じますが、第二庁舎には住民窓口を担当する窓口センターを設置いたします。窓口センターでは、住民票の写しの交付、印鑑証明書の発行、所得証明書の発行など各種証明書の発行業務、このほか重度心身障害者医療費支給請求書の配付、受理、乳幼児医療費支給申請書の配付、受理など比較的取扱件数の多い各種申請書の配付、受理業務、こういったものを取り扱う予定でございます。これにより例えば大野や梶平にお住まいの

方は、住民部門が配置されます本庁舎にわざわざ出向かなくても、大方の用件は第二庁舎の窓口センターで済ませることができるのではないかと考えております。もちろん住民票の写しの交付等は、これまでどおり都幾川郵便局でも取り扱いますので、そちらを利用されても結構でございます。

また、第3回合併協議会におきまして、玉川地区の住民でも現在の都幾川村役場の庁舎に行けば住民票の写しの交付等のサービスは受けられるのかというご質問をいただいたところでございますが、窓口センターで取り扱う業務の範囲内であればサービスを受けることができますようになります。したがって、例えば五明にお住まいの方が住民票の写しの交付等が必要な場合、本庁舎に配置される町民課のほか第二庁舎内に配置されます窓口センターに行っても、また都幾川郵便局に行っても同様のサービスを受けることができると、こういったことになろうかと思えます。

さらに、町民課の職員数人を教育委員会の職員と併任させまして、転入時の転入学通知書等を受付できるようにするなど、新町に転入された方が転入届は町民課だから本庁舎、転校関係は教育委員会だから第二庁舎と、たらい回しにされないよう工夫したいと考えております。

いずれにいたしましても、新町の組織、課の配置、窓口センターの取扱い業務等につきましては、分庁方式による窓口分散により住民の皆様が混乱しないよう、合併協議会事務局の方でガイドブックを作成いたしまして全戸配布することなどによりまして周知を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、資料の15ページ、協定項目22—3 電算システム事業の取扱いについてご説明いたします。16ページをごらんいただきたいと存じます。住民情報システムにつきましては、住民票、印鑑登録、税、福祉など住民情報としてのデータを使用するシステムでございまして、住民サービスに係る事務やそれに関連する内部事務に関して基幹となるシステムであることから、合併に当たって最優先に検討しなければならないとしていたものでございます。この住民情報システムにつきましては、システムの動作確認というだけではなく、職員の操作方法の研修ということもございまして、平成18年1月からは現在の住民情報システムと、新しい住民情報システムを並行して稼働させる予定でございます。また、内部情報システム及び個別情報システムにつきましては、各事務事業の一元化作業により調整を図ることとしておりましたが、両村の職員に鋭意調整していただいた結果、すべてのシステムを合併時に導入することができる見込みでございます。

なお、第4回協議会におきまして、システム改修費については金額の妥当性等をよく検討するようにと、このようなご要望をいただいたところでございますが、契約を担当した玉川村の企画課におきましては、先進事例等を調査するなどしてコンピューター会社と粘り強く交渉していただいたと、このように伺っております。

次に、資料の19ページ、協定項目22—4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについてご説明いたします。20ページをごらんいただきたいと存じます。まず、1番の情報公開についてでございますが、公開対象文書は「平成18年2月1日以降に作成した完結文書」とする予定でございます。完結文書と

聞きなれない用語かと存じますが、完結文書とは、回覧によって完結する文書は回覧が終わったもの、施行を要する文書は施行が終わったもの、施行を要しない文書は決裁が終わったもの、こういった文書が完結文書でございます。なお、合併前に２村で作成取得した公文書につきましては、任意で公開する予定でございます。

次に、２番、個人情報保護制度につきましては、町長職務執行者の専決処分により合併時に条例施行する予定でございます。

次に、２２ページ、３番の情報公開・個人情報保護審査会等をごらんいただきたいと存じます。各種審議会等の調整に当たっては、所期の目的を達成した審議会等はないか、他の審議会等で代替可能な審議会はないか等の観点から見直しを行ったところでございますが、（２）の情報公開・個人情報保護審査会、こちらをごらんいただきたいと存じます。これは、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営の推進のために設置する諮問機関ということでございますが、新町では、この情報公開、個人情報保護審査会は廃止いたしまして、（１）の情報公開・個人情報保護審査会、こちらにその役割を持たせ対応していきたいと、このように考えております。

次に、資料の２３ページ、協定項目２２—５広報広聴事業の取扱いについてご説明いたします。２４ページをごらんいただきたいと存じます。まず、１番の広報についてでございますが、発行日は毎月第４金曜日とし、配布方法は行政区、自治会に加入している世帯に対しては行政区長、自治会のご協力をいただき配布する予定でございます。また、未加入世帯に対しましては、公共施設やコンビニエンスストアに設置し、対応していきたいと、このように考えております。

次に、２番の広報につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、２５ページ、４番の広聴についてでございますが、合併時には要望活動の窓口でもある行政区長制度を活用することとし、広聴手段のあり方等については、新町において検討していきたいと、このように考えております。

次に、資料の２７ページ、協定項目２２—６国際交流、広域交流事業の取扱いについてご説明いたします。２８ページをごらんいただきたいと存じます。都幾川村で加入しております日本国際連合協会、これは国際交流を深めるための講演会、中学生作文コンテスト等の実施、国際理解教育ハンドブックの作成、配布等を行っております財団法人でございますが、新町においても日本国際連合協会に引き続き加盟するものでございます。なお、平成１７年度から市町村会費制度、これが廃止されましたので、引き続き加盟したとしても財政的な負担はないと、こういうことでございます。

次に、資料の２９ページ、協定項目２２—７消防、防災事業の取扱いについてご説明いたします。３０ページをごらんいただきたいと存じます。まず、消防団についてでございますが、合併時には現在の組織体制を維持し、都幾川消防団、玉川消防団の２団体制に再編する予定でございます。その後４月１日に平仮名のときがわ消防団に再編され、その際に役員数、組織体制等も見直されると伺っております。

次に、31ページ、2番の防災会議につきましては、委員定数28人以内、3番の災害対策本部につきましては、ときがわ町役場の本庁舎に設置する予定でございます。

次に、資料の33ページ、協定項目22—11介護保険事業の取扱いについてご説明いたします。34ページをごらんいただきたいと思います。平成18年4月からを計画期間とする第3期介護保険事業計画につきましては、2村の策定委員会が合同で計画策定を進めておりまして、来年3月に策定の予定でございます。なお、介護保険料につきましては介護保険事業計画策定の中で決定されていくべきものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、平成18年度から介護保険制度の大幅な改正が見込まれておりますことから、それに合わせたシステム改修につきましても遺漏がないよう進めていきたいと、このように考えております。

次に、資料の37ページ、協定項目22—12保健、医療事業の取扱いについてご説明いたします。38ページをごらんいただきたいと思います。まず、予防接種事業の(9)BCGでございますが、結核予防法の改正によりまして平成17年度から集団接種が廃止されておりますので、個別接種のみとなります。予防接種事業につきましては、医療事故防止等の観点から集団接種から個別接種へと、こういった流れがあるようでございます。

次に、資料の39ページ、乳幼児(母子)関係事業の(3)育児学級についてでございますが、対象者は都幾川村では乳幼児、玉川村では1歳児から3歳児でございましたが、新町ではゼロ歳児から3歳児とし、ゼロ歳児も新たに対象とする予定でございます。その他は、ごらんのとおりでございます。

なお、現在の玉川村保健センター、こちらは手狭であることから、現在の都幾川村保健センターを新町の保健センターとし、現在の玉川村保健センターは新町の保健センター分室または介護保険制度の安定と継続を図るために新たに設置されます地域包括支援センター、こういったセンターとして位置づける方向で調整を進めておりますけれども、保健センター分室、地域包括支援センター、いずれに位置づけたとしても住民健診につきましては、都幾川会場だけでなく、玉川会場、現在の玉川村保健センターでも受けられるようにしていきたいと考えております。

次に、資料の45ページ、協定項目22—13障害者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。46ページをごらんいただきたいと思います。まず、1番の障害児(者)生活サポート事業についてでございますが、対象者は玉川村に合わせ精神障害者も対象とし、年間利用時間は、障害の程度を問わず一律150時間を上限としたいと考えております。

次に、47ページ、2番の障害者ホームヘルプサービス事業につきましては、対象者を子育て家庭及び難病患者のみとし、これまで対象であった身体障害者、知的障害者及び障害児は支援費制度へ、寝たきりの状態、日常生活に支障がある65歳以上の者のいる世帯は介護保険制度へというように、法的な裏づけのある制度に移行させたいと考えております。また、判定が自立の65歳以上の介護を必要とする高齢者は県の補助事業である高齢者生活指導員派遣事業、これは補助率4分の3と財源の安定した制度でございますが、こちらで対応したいと考えております。

また、48ページ、5番の重度心身障害者自動車等燃料費助成事業、6番の心身障害者福祉タクシー利用料助成事業につきましては、玉川村に合わせ精神障害者保健福祉手帳保持者も対象とする予定でございます。その他はごらんのとおりでございます。

次に、資料の51ページ、協定項目22—14高齢者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。52ページをごらんいただきたいと存じます。まず、2番の高齢者慶祝事業についてでございますが、100歳の方が支給対象の長寿祝金はこれまでどおりとし、敬老年金、いわゆる敬老祝金につきましては、満77歳、満88歳、満99歳という節目の年に1万円、2万円、3万円という、ある程度まとまった額を支給したいと考えております。なお、これまで支給に当たって新規の方は申請書の提出が必要でございましたが、新町ではこのような煩わしい手続を省略させていただく予定でございます。

次に、54ページ、3番の配食サービス事業についてでございますが、玉川村に合わせ40歳以上65歳未満の者で心身に障害を有し、支援が必要な方も支給対象としたいと考えております。また、配食日も玉川村に合わせ、月曜から土曜の昼食とする予定でございます。その他は、ごらんのとおりでございます。

次に、資料の57ページ、協定項目22—17ごみ処理事業の取扱いについてご説明いたします。59ページをごらんいただきたいと存じます。まず、6番の集団資源回収事業についてでございますが、奨励金額については、周辺町村の状況を参考に紙類、繊維類、アルミ缶はいずれもキロ当たり7円、瓶類も1本当たり7円にしたいと考えております。また、年間支払い限度額につきましては、行政での資源回収も定着し、PTA等で実施する回収量、これも年々減少してきておりますことから、これまでの交付実績を参考に40万円に設定したところでございます。なお、玉川村で実施した団体育成費につきましては、ごみ減量化の意識を高めていただくために交付してきたものでございますが、玉川村では資源回収を平成15年8月から実施していることや、資源回収団体の育成が図られてきたことなどから、新町では廃止することとしたものでございます。その他は、ごらんのとおりでございます。

次に、資料の61ページ、協定項目22—18環境対策事業の取扱いについてご説明いたします。62ページをごらんいただきたいと存じます。公害防止協定につきましては、これまでの公害防止協定締結の実績、あるいは根拠法令等の整備状況から玉川村の例により実施したいと考えております。

次に、資料の63ページ、協定項目22—20商工、観光事業の取扱いについてご説明いたします。64ページをごらんいただきたいと存じます。小口金融あっせん制度につきましては、設備資金の貸付期間、こちらが都幾川村では60か月、玉川村では84か月でございましたが、より長期に安定的な貸付ができるよう玉川村の例により実施する予定でございます。

次に、資料の65ページ、協定項目22—26学校教育事業の取扱いについてご説明いたします。66ページをごらんいただきたいと存じます。まず、1番の教育委員に関することについてでございますが、報酬につきましては3町3村の状況等を踏まえ、都幾川村の報酬の額に合わせる予定でございます。なお、町長、助役、教育長等の特別職の報酬の額につきましては、新町において設置される特別職報

酬等審議会に諮問し、答申をいただくことになろうかと存じます。また、費用弁償につきましては、都幾川村も玉川村も2,200円だったわけですが、費用弁償は実費の弁償であるということにかんがみまして、教育委員だけでなく特別職の費用弁償は一律1,000円に見直しさせていただいたところでございます。これに合わせまして一般職員の日当につきましても見直しを進めておりまして、これまでは片道で25キロメートル以上の出張、例えばさいたま市にある県庁に出張した場合でも2,200円の日当が支給されていたところですが、これを見直し、日当の支給は宿泊を伴う出張のみに限定すると、こういった方向で調整を進めているところでございます。

次に、3番の奨学資金につきましては、貸付対象をときがわ町に住所を有する者とし、玉川村の例により実施する予定でございます。

次に、67ページ、4番の要保護・準要保護児童生徒の就学援助についてでございますが、要保護児童については、これまでどおり国の補助基準単価、これと同額で実施する予定でございます。また、準要保護児童につきましては、三位一体の改革の中で平成17年度から国庫補助負担金が廃止され、一般財源化されたわけですが、準要保護児童につきましても、これまでどおり要保護児童生徒の補助基準単価と同額で実施していく予定でございます。

次に、68ページ、5番の特殊教育児童生徒の就学補助、69ページ、10番の就園奨励費援助につきましては、国の補助基準単価と同額で実施する予定でございます。

次に、68ページにお戻りいただきまして、8番の語学指導助手についてでございますが、外国語指導助手、いわゆるALTの切り替えの時期が年度途中の7月という制度でございますので、平成18年度当初は1人体制ということになりますが、年度途中に1人増員し、2人体制で生きた英語教育を進めていく予定でございます。

なお、70ページ、11番の私立幼稚園園児保護者補助金につきましては、協定項目としてご協議いただいた時点では玉川村だけで実施していた事業でございますが、都幾川村でも平成17年度から玉川村の制度に倣い実施しておりますので、調整結果としては現行のとおり実施すると、こういったことになります。

次に、資料の71ページ、協定項目22—28文化財保護事業の取扱いについてご説明いたします。72ページをごらんいただきたいと思います。まず、定数については7人とし、任期についてはこれまでどおり2年を考えております。また、報酬につきましては日額とし、他の審議会委員等の報酬の額に合わせ5,600円とする予定でございます。なお、費用弁償につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、他の特別職の職員の額に合わせ1,000円とする予定でございます。

報告第12号につきましては、以上でございます。

○会長

御苦労さまでした。

それでは、ただいま報告第12号につきましてご質問がございましたらお受けいたしますので、よろしくをお願いします。はい、どうぞ。

○委員

新町の組織図案なのでございますが、過日地方制度調査会の方で収入役は要らないというか、そういう答申が出ましたよね、それとの関連で、法制度はしていないですけれども、来年あたりにはなるのではないかという報道ですけれども、それとの関連は、置いても置かなくてもいいということですから、書いておいてもいいのかなと気はするのですけれども、その辺の検討はされたのでしょうか。

○会長

それでは、では事務局の方からお答えします。

○事務局長

収入役の設置につきましては、協定項目の中におきまして新町において検討するということで協定がなされたところでございます。その際の説明でも申し上げたところでございますが、地方自治法の改正によりまして、人口10万未満の市におきましても設置しないことができるというふうな改正がなされたところでございますので、そうしたことから考えますと、町村において果たして収入役を設置する必要があるのだろうか、むしろ設置する必要はないのではないかと、このような方向性を出しておるということで説明をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、収入役の設置につきましては、現在の制度でいきますと収入役を設置しないといったような条例を制定するかどうかという新町長の意向、また、法改正等がなされればそれを踏まえた対応ということになってまいりますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員

はい、わかりました。

それと、あとちょっと小さいことなのですが、21ページ、手数料の問題なのですけれども、コピー代、都幾川村が20円で玉川村は30円で、役場へ行ってコピーを頼むというのはあまりないと思うのですけれども、一般のところだと10円ですよ、どこでも。その辺との勘案はいかがだったのでしょうか。

○会長

事務局。

○事務局長

コピー代の関係についてでございますけれども、こちらにつきましては、例えばただ単なる書物をそのままコピーをしてお渡しをするということであれば、あるいは10円といったような選択肢もなくはなかったわけでございますけれども、こちらの情報公開制度の関係について申し上げますと、個人情報保護法の制定等の関係もございまして、個人情報に係る部分については、どうしても墨で黒く塗った上で交付をする必要が出てくると。そうしますと、現行の作成方法、コピー等々を考えますと、やはり実費の弁償ということを考えますと10円というのは困難なのであろうと。それから、それに携わる職員の人件費等々を考えましても30円でもどうかといったような議論はあったところでございますけれども、ただやはり実際実施しておるところでは、町村ですと30円程度というところも少なくございませんので、ここでは玉川村に合わせまして30円ということで設定をさせていただいたところでございます。

○委員

続きまして、25ページですが、広聴制度なのですけれども、「村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する」ということなので、調整方針が、調整の結果、区長さんからの広聴だけになってしまったのですが、その辺の検討の経過をお話ししていただければと思うのです。都幾川村では、実際に電子メールだとか、村長への手紙、そういうのをやっているの、それなりの効果は今現在あるのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○会長

事務局長。

○事務局長

調整結果としては、行政区長制度を活用していきたいということになっております。こちらにつきましては、実際の対応として例えば玉川村ではその地域の道路整備等々の要望につきましても個々人からの要望の対応ということではなくて、行政区長さんを通しての対応、つまりその地域としての意見の集約をしていただいた上で行政として対応する、こういったようなシステムを取り入れておるところでございます。そうしたことから、こういったような制度をやはり尊重する必要があるのではないかと、こういったような考え方が一点としてございます。

また、もう一点につきましては、広聴制度についてはもうほかはやらないということではございませんで、新町において検討したいということでございます。実際にこのような村長への手紙、Eメール、村政モニター等の制度、実際にあるわけでございますけれども、やはり匿名性が高いというようなこともございまして、建設的な意見も中にはあるわけでございますけれども、やはり行政とし

てそれを受けて対応するに値するような意見もそれほど多くないと、このような状況が現実にございます。したがって、どのような制度であれば、それを行政として住民の生の声として受け入れて、それを対応していけるのか、よりよい制度はないかということを新町において検討したいということでございますので、ご了解賜りたいと存じます。

○委員

私も行政区長制度の充実というのは、これから必要だと思うのです。それとは違った意味で住民との生の声、直接首長が生の声を聞くという態度というのは、必要だろうというふうに私は考えます。新町になって議員も少なくなるし、ほかの自治体でもかなり議員も減っていますから、住民の声を吸い上げる制度としては、今現在では区長制度の充実を図ることが必要だろうと思うのですけれども、その辺のことで質問させていただきました。これ要望でございますから。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

30ページの消防団のこと、それから66ページの学校教育に関して、2点ばかりお伺いします。

消防団のことなのですが、これは自治体、自衛消防でございますので、数が175人になって、これ当然当面はいいのだと思いますけれども、ここに31ページの方に「再編され、その際に役員数、組織体制等も見直される予定である。」とは書いてありますけれども、やはり他の東秩父、これは山林が多いから122ぐらいいるのですか、滑川町に至っては40人、非常に差があるわけで、ここに175人となると非常に大きくなります。これは、町で負担する組織ですから、多ければ多いほど住民はのんびりと安心はできると思いますけれども、予定であるというか、この辺はどんなふうな経過があったのか、いずれ総数をこのくらいにしたいとか、その辺のあれは出ていたのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、66ページの学校教育に関連しては、2月1日以降合併をし、すぐすぐとは申しませんが、学区制というか、子供たちが非常に近くなった子だとかいろいろとあると思うのですけれども、その辺のことは協議をされたのかどうかをひとつお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○会長

それでは、局長の方からお願いします。

○事務局長

まず、1点目の消防団の組織改正の見直しについてでございますが、こちらにつきましては比企広域市町村圏組合、こちらの条例に基づいて整備されるところでございます。そうしたことから、都幾川村あるいは玉川村の意向のみで人数等を決められるものでもないということもございまして、ここでは見直される予定であるというふうに書かせていただいたところでございます。なお、比企広域市町村圏組合といたしましては、その絶対数のあり方、やはりバランス等も考えて見直しが必要ではないか、委員さんからのご指摘があったとおり、人数を減らす方向の見直しも必要ではないか、こういったようなことも含めまして今年度中に結論を出したいと、このように比企広域市町村圏組合の事務局から伺っておるところでございます。

それから、2点目の通学区域の問題についてでございますが、小中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編すると、当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努めると、また児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討とあわせ通学区の見直しを行うということで、こちらにつきましても既に協定項目ということで合意がなされているところでございます。したがって、通学区域の見直しにつきましては、合併時ということではございませんで、合併後に再編見直しを検討するというところでございますが、こちらにつきましては今現在両村の教育委員会におきまして、そのあり方等について検討をいただいているところでございますので、いましばらくお時間いただきたいと思います。

○委員

はい、了解いたしました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

67ページなのですけれども、66、67なのですけれども、奨学資金の関係ですけれども、玉川村にある特別奨学資金の貸付なのですけれども、基金が1億円という個人の貴重な財源の寄附で賄われているということなのですけれども、合併すると子供の人数が増えるというに思われますけれども、基金をこれ増資ができないのかどうかということです。

それとあと、増資にはこの合併による特例債が使えないのかどうか、教えてほしいのですけれども。以上です。

○会長
局長。

○事務局長

奨学資金の基金の増額についてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、増額することは可能でございます。ただ、現段階におきましては寄附をいただいた1億円を原資に運用できるのではないか、このように考えておりまして、現段階では増資は予定しておらないというところでございます。

また、2点目の合併特例債、これを基金の財源として充てることができるかということでございますけれども、こちらにつきましては、まず第1に市町村建設計画に盛り込まれておること、また第2といたしまして、地域の一体性の確立、地域間の不均衡の是正等、こういったようなことが必要になってくるかと思えます。そのようなことを考えますと、合併特例債をその基金増資の財源に充てることは困難であると考えておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

○会長
よろしいですか。

○委員
はい。

○会長
ほかにございますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

○会長
それでは、お諮りいたします。

報告第12号につきましては、報告のとおりご承認いただくことに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長
ありがとうございます。
報告第12号につきましては、報告のとおりということで承認されました。
ここでちょうど1時間ほど経ちましたので、暫時休憩をします。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時15分)

○会長

それでは、皆さんおそろいですので、再開させていただきます。

次に(2)の協議事項でございますけれども、協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定についてご協議をお願いします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定についてご説明いたします。

資料の73ページをごらんいただきたいと思います。「ときがわ町の町章候補については、別紙「ときがわ町の町章選定基準」に基づき、次の5作品の中から選定する。町章候補 別添「作品A」「作品B」「作品C」「作品D」「作品E」ということでございます。

ときがわ町の町章につきましては、7月22日から9月2日までの43日間、県内公募をいたしたところでございますが、実に402件の応募をいただいたところでございます。その内訳をまとめたものが76ページ、こちらにございます、ときがわ町町章デザイン募集結果でございます。住所要件等を満たさないために無効、適用外となった作品を除く有効作品数は389件でございますが、応募者の居住地別内訳は、上の円グラフにございますとおり、都幾川村84人、玉川村46人、都幾川村及び玉川村を除く県内市町村が95人でございます。また、応募者の年齢別内訳は下の円グラフのとおりでございます。15歳以下が79人と全体の3分の1以上を占めておりますが、このほとんどが都幾川村、玉川村の小中学校に通う児童生徒でございます。残念ながら両村の小中学校に通う児童生徒の作品で最終選定に残った作品はございませんでしたが、夏休みを利用して自分たちの新しい町のマークを一生懸命考えていただいたことは決してむだではないものと考えております。

次に、ときがわ町の町章選定基準について改めて確認させていただきます。資料の74ページをごらんいただきたいと思います。まず、選定基準についてでございますが、(2)選定基準にございますとおり、ときがわ町の名称にふさわしい町章であること、地域のイメージにふさわしい町章であること、町旗、徽章等にも使用できるデザインであることの三つの基準すべてに該当する作品を選定することとなっております。

次に、選定方法についてでございますが、幹事会が行う第1次選定と合併協議会が行う最終選定がございます。ここで第1次選定の経過等につきまして簡単にご報告いたします。まず、9月9日に開催した第30回幹事会におきまして、ときがわ町の町章選定基準に基づき候補5作品と予備2作品を選定いたしました。予備作品は、公募作品のいずれかが選定基準等を満たさなかったときに繰り上げて

候補作品とするために選定したものでございます。この7作品につきまして事務局で全国の自治体の都道府県、市町村章の類似調査を行ったところ、得点合計は5番目の作品でございましたが、類似市町村章が1作品ございました。9月28日に開催した第31回幹事会におきまして、当該作品について類似市町村章であること、及び町章選定基準に基づき最終候補作品としないことを確認し、第30回幹事会で選定した候補5作品のうち当該類似市町村章を除く4作品及び予備2作品のうち優先順位の高い1作品の計5作品を最終候補として選定し、協議会へ提案することといたしました。本日の協議会資料として事前配付した5作品、それがその最終候補でございます。

デザインの趣旨の欄は、応募用紙の記載内容をそのまま掲載させていただいております。また、デザインの欄につきましても形状や色彩等、デザイナーに依頼して忠実に再現したつもりではございますが、念のため応募作品の実物を会場入口、こちらに展示させていただきました。委員の皆様にも会場入場の際、ごらんいただいたかと存じます。

次に、合併協議会が行う最終選定についてでございますが、75ページの(2)、最終選定をごらんいただきたいと存じます。会長を含む各委員の皆様最終候補5作品の中から2点ずつ選び投票していただき、最も得票の多かった作品をときがわ町の町章として選定するものでございます。なお、法定得票数の考え方を導入しておりまして、最も得票の多かった作品の得票数が出席委員の過半数に達しないときは、次点の作品との決選投票を行うと、こういうことになっております。

なお、本日協議第72号でお願いするのは町章候補の選定まででございます。決定ではございません。正式には、来年の2月1日に町長職務執行者の専決処分により、ときがわ町の町章が決定されることとなりますので、ご了解いただきたいと存じます。

最後に、町章の募集に当たりご協力いただきました教育委員会をはじめとする関係者の皆様、そして何よりも応募してくださった皆様方に対しまして、この場をおかりして御礼申し上げます。

協議第72号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第72号につきまして説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

今局長の方から説明がありましたけれども、最終的にはこれで決定をすると思います。これでいきなり職務執行者がそれをひっくり返すというわけにいかないと思いますから、多分これで決めたのが決まると思いますので、慎重にやっていただければと思いますけれども、何かご質問等ございますか。

はい、どうぞ。

○委員

デザインの趣旨というのがここに書いてあるのですけれども、このとおりにあとで説明なされるの

ですか。例えば手元に写しがあるので、これとはこういうことを意味してつくったというふうに説明していますね、デザインについてですけれども。例えば作品Aにオレンジは太陽と町民の活力とあるのです。同じような丸がデザインのEにもあって、その場合は同じようなオレンジの丸で玉川なわけですね。Aの場合には、太陽と町民の活力とある。これは我々は玉川と解釈してもいいのですか。太陽かどうかその件については、そのとおりになってしまうのか、我々見て解釈したらいいのか。

○会長

局長。

○事務局長

こちらのデザインの趣旨につきましては、制作者の考えとしては、このような考え方だということでございますので、こういったことを踏まえた上で、委員の皆様方におかれましては、74ページの（２）選定基準、要はときがわ町の名称にふさわしい町章なのかどうか、地域のイメージにふさわしい町章なのかどうか、町旗、徽章等にも使用できるデザインであるのかどうか、こういった点に基準を置いた上で選定をしていただければということでご了解いただきたいと思います。

○委員

自分なりに解釈してしまってもいいですか。

○会長

いいのではないですか。確かに前田委員がおっしゃるとおり、AとEでは同じ丸でも太陽の丸と、片方は玉川の玉をイメージしたと、同じですね、これ。同じものがその人によって、イメージとして違うということですから、でも基本的にはこのデザインした人がこういう意図でしているということだと思うのですけれども、あとは自分なりにそういう解釈は、それはいいのではないですか。

○事務局長

いずれにいたしましても、投票に当たっては委員の皆様の感性に基づいて投票していただきたいというふうに考えております。なお、住民の皆様に対する説明といたしましては、資料の75ページの第4にございますとおり、デザインの趣旨については十分留意するということでございますので、新町の住民の皆様に対しましては、デザインの制作者の趣旨、こういったものを中心に説明させていただくということになりますので、その点につきましてはご留意いただきたいと思います。

○委員

例えばこのデザインはいいのだけれども、色がちょっと嫌いだという、その色を変えるということは可能なのですか、このままですか。

○会長

局長。

○事務局長

こちらにつきましては、作品 A から E まで提出していただいた方に個別に確認をとらせていただいたところでございますが、大きな色の変更はやはり趣旨を損なうので、それは勘弁していただきたいと、このような回答をいただいているところでございます。どの程度がその趣旨を損なうというのが難しいところではございますけれども、できればこの色を基本に投票していただければありがたい、このように考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

いずれにしても、決定後、応募された方と再度調整が必要な場合も出てくるかとは思いますが、基本的には今現在の色彩のもので判断をしていただきたい、このように考えているところでございます。

○委員

はい。

○会長

よろしいですか。なかなか難しい問題で、幹事会の方でもここまで絞り込むまでに、もう大変苦労があったと思うのですが、我々協議会とすると、五つまで絞り込んで、この中からですから、まだまだいいと思うのですけれども、400から来た中からですから。

ほかに何かご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

それでは、ときがわ町の町章選定基準に則りまして、協議会委員によります町章選定の投票をこれから実施いたします。

まず、投票方法について事務局から説明をいたします。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

それでは、投票方法につきましてご説明申し上げます。

本日提出いたしました作品AからEまでの5候補のうち、ときがわ町の町章としてふさわしいと考えられる作品を2点、委員さん各自で投票いただきます。投票用紙の該当欄いずれか2か所に丸印をご記入いただきたいと思います。

なお、丸印が3か所以上記入された投票は無効といたします。投票の結果、最も得票の多かった作品をときがわ町の町章候補といたします。ただし、最も得票の多かった作品の得票数が出席委員の過半数に達しないとき、つまり19名中10票以上の得票がなかった場合は、選定基準に従い決選投票を実施していただくことになります。

以上でございます。

○会長

それでは、投票用紙を配付いたしますので、お願いします。

〔投票用紙配付〕

○委員

優先順位の確認は。

○会長

局長。

○事務局長

優先順位は、特につけていただかなくて結構でございますので、丸を二つ、二つつけられない、一つのみしかつけられないという場合におきましては一つでも結構でございます。ただし、三つ以上ついた場合は無効という形になりますし、バツ印をつけた場合も無効という形で処理させていただきたいと考えております。

○会長

それでは、ただいまから回収させていただきます。

〔投票用紙回収〕

○事務局長

ただいま集計中でございますので、集計が終わるまで、いましばらくお待ちいただきたいと思います。と存じま

す。

〔開 票〕

○会長

大変お待たせしました。投票結果について事務局より報告をいたします。

○事務局

それでは、発表いたします。

有効投票数36。第1位、作品A、16票。第2位、作品E、11票。第3位、作品B、4票。第4位、作品D、3票。第5位、作品C、2票。

したがって、第1位の作品Aの得票が出席委員の過半数に達しました。

以上でございます。

○会長

ただいまの投票結果のとおり第1位の作品が作品A、これが得票数が出席委員の過半数に達しました。合併協議会は、作品Aをときがわ町の町章に選定し、あわせて本日の5作品を応募いただいた方に賞品を贈呈することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

なお、作品Aをご応募いただいた方は入間市の菅谷健夫様でございます。菅谷様、まことにありがとうございました。

以上をもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、事務局から1点申し上げます。

次会の合併協議会、最後の合併協議会となる予定でございますが、まことに勝手ながら12月の2日金曜日午後2時から、場所は本日と同じく当会場にて開催いたしますので、ご出席につきましてよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございますが、皆様から何かございますでしょうか。

○委員

一合併協議会委員として、協議会長、副会長にお尋ねを申し上げます。本当にこうして合併協議会、もう終了というような状況であります。下部組織も何らかの形でそれぞれが穏やかに合併のことについて真剣に考えておる様子でございます。しかし、ここに至って首長の選挙ということで非常にちまたでは憂慮していると、お二人が立たれるということが現実となった今、本当に私ばかりでなく弱ったなという方がたくさんいらっしゃると思うのです。

そこで、これだけお二人がリーダーシップをとって和やかないい合併をしようというのでありますから、ぜひともこの辺のところはお二人で話し合いをするような余地はないのか、その辺は率直にお伺いしたいところでございます。

なお、いきなりの質問でございますので、すぐすぐ答えられないかもしれませんが、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長

今委員さんのご心配、本当に我々としても重く受けとめて、今副会長と話をしましたけれども、意見として承りまして、また機会がありましたら、できれば2人で話し合いができればと思いますけれども、とりあえず今のところのご意見として承っておくということで、今2人で話がつきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

○委員

はい。

○司会

そのほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会

ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

それでは、閉会に当たりましてあいさつをさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして慎重ご審議いただきましてありがとうございました。また、先ほどときがわの新しい町章も候補を決定いたしまして、いよいよ具体的な課の本庁、第二庁舎の配置等も発表したわけですが、それぞれの職員においても今細かい細部について調整をしております。

また、民間交流も盛んに進んでおりまして、恐らく今度の11月の5日が玉川まつり、6日が木のむらフェスティバル、お互いの新しい町民の交流が深まるのではないかなと、そんなふうに思っております。ぜひともそういう意味で先ほど委員さんからも心配されてご意見もいただきましたけれども、すばらしい合併ができますように、皆さんとともに頑張ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ変わらぬご支援を賜りますようお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

本日は、ご協力いただき、ありがとうございました。